

心配ごと相談所事務取扱内規

第1 目的

この内規は、千曲市心配ごと相談所（以下「相談所」という。）運営要綱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 相談所の開催

千曲市心配ごと相談所は、更埴、上山田各ふれあい福祉センターにおいて、1か月に1回ずつ交互に開催する。

第3 相談員

相談員は1回の相談に2名を充て、全相談員が当番制にて行う。

第4 相談所司法書士無料法律相談

法律の専門知識を有する相談に当たっては、長野県司法書士会上田支部及び長野支部との契約により、千曲市勤労青少年ホーム及びふれあい福祉センター上山田において、1か月に各1回ずつ行う。

- 2 高齢、疾病、障害等の理由により、自ら相談所に来所出来ない相談者に対し、担当民生委員を經由し申し込みしたものに限り、出張相談を実施する。なお、出張相談については、1回1時間、年間20回の実施とし、出張相談に従事する司法書士は、通常相談とは別に業務委託契約を行う。

第5 個人情報の保護

この業務にかかわるあらゆる者は、相談者の個人情報を始め、相談事業で知りえた秘密は他にもらしてはならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。